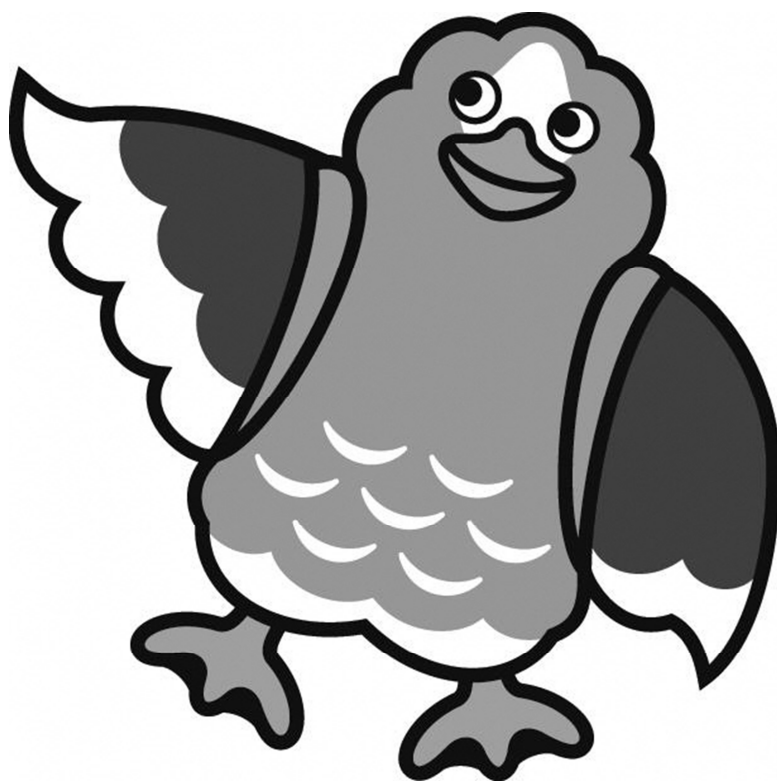


令和9年度 大崎市放課後児童クラブ利用のご案内



【お問い合わせ】

大崎市民生部子育て支援課児童福祉担当 Tel.0229-23-6045
〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号（本庁舎2階）

目 次

● 放課後児童クラブについて・申し込み, 利用手続きについて	1・2
● 利用期間・保育料について	3
● 児童クラブの利用中止, 申請内容の変更手続きについて	4
● 利用申請書, 就労証明書(記載例)	5~7
● 施設案内(古川地域)	8~10
● 施設案内(松山地域・三本木地域・鹿島台地域)	11
● 施設案内(岩出山地域・鳴子温泉地域)	12
● 施設案内(田尻地域)	13
● よくあるお問い合わせ	14

放課後児童クラブとは？

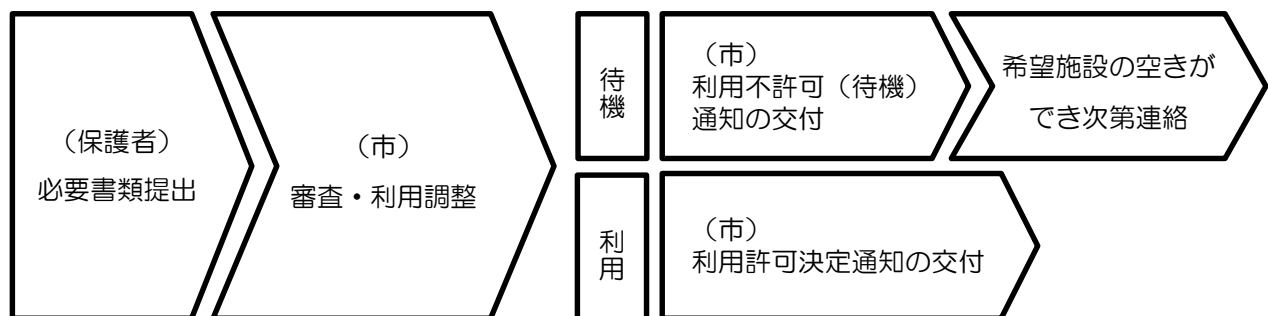
放課後に「留守家庭となる児童」を対象に適切な遊びと生活の場を提供し、家庭にかわる安全で安心な居場所として実施している事業です。

放課後児童クラブを利用するには、毎年度申請が必要です。各施設案内を確認のうえ、申し込みください。

申し込み～利用決定まで

◆申し込み要件◆ 下記の要件を満たす場合に申し込みができます。

- ①父・母が就労や病気などで昼間留守家庭となること。
- ②児童が大崎市内の小学校または義務教育学校の前期課程に就学していること。
- ※「集団生活」「意思疎通」「(食事や排泄などの) 身辺自立」ができない場合は、受け入れできないことがあります。



令和9年4月1日付利用希望の場合

受付期間 令和8年10月1日(木) ～ 令和8年11月30日(月)まで

【窓口の場合】：希望する放課後児童クラブまたは子育て支援課（本庁舎2階）へ、申請書類を持参してください。

【郵送の場合】：下記の宛先に郵送してください。

【宛 先】：〒989-6188 大崎市古川七日町 1-1

大崎市民生部子育て支援課 児童福祉担当

※令和9年4月1日から利用を希望する場合は、原則上記受付期間内に申し込みください。
児童クラブの定員に空きがある場合は、上記受付期間以降も随時受け付けます。

- ①申請の時点で保護者が求職中の場合は、就労が決定してから申し込みください。
- ②申請後に就労状況等の変更があった場合は、必ず各施設へご連絡願います。

決定通知

令和9年2月上旬頃に、利用の可否について決定通知を送付します。

※受付期間内（令和8年10月1日～令和8年11月30日）の申し込みが優先となります。申請が定員を超えた場合等は、学年、保護者の就労状況、同居の祖父母の有無などを考慮し子育て支援課が決定します。

※既に放課後児童クラブ保育料の滞納がある場合は、新年度の利用ができない場合があります。

年度途中利用希望の場合

【窓口の場合】：希望する放課後児童クラブまたは子育て支援課（本庁舎2階）へ、申請書類を持参してください。

【郵送の場合】：下記の宛先に郵送してください。

【宛 先】：〒989-6188 大崎市古川七日町 1-1
大崎市民生部子育て支援課 児童福祉担当

①必ず利用希望日から起算して10日前までに申し込みください。利用希望日直前に申し込みいただいた場合、希望に添えないことがあります。

②申請の時点で保護者が求職中の場合は、就労が決定してから申し込みください。

③申請後に就労状況等の変更があった場合は、必ず各施設へご連絡願います。

申し込みに必要な書類

①放課後児童クラブ利用申請書および家庭状況調査票（両面印刷）

②保護者が就労や病気などで留守家庭となることを証する書類（下記参照）

保育を必要とする事由	提出書類
就労のため （会社員・団体職員等）	就労証明書 ※勤務先の証明が必要です。
就労のため （自営業・農業・畜産業等）	確定申告書の写しまたは事業開始届の写し
疾病・障がい	障害者手帳または診断書の写し
介護	介護等の必要性が分かる保険証 または診断書等の書類
就学	在籍証明等学校に在籍していることがわかる書類

※兄弟が保育施設等の入所申し込みをしている場合は、保育施設等の入所申し込み時に提出する就労証明書等の写しの提出でもかまいません。

※障がいのあるお子様については、安全に施設利用をするため、上記提出書類の他に、医師の意見書および処方箋の写し等のご提供にご協力願います。

利用期間

令和9年4月1日（木）～ 令和10年3月31日（金）

※日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休みとなります。

※地震や台風による自然災害や、感染症の流行等により、臨時的に閉所する場合があります。
この場合、児童のお迎えをお願いします。

利用時間

平日（学校がある日）	学校下校時 ～ 午後7時まで
土曜日・学校休業日 （長期休業期間・振替休業日等）	午前7時30分 ～ 午後7時まで

※保護者の迎えは、閉所時間の午後7時を厳守していただきます。

保育料について

利用区分	利用期間	保育料		
		1人目	2人目	3人目以降
通年利用	毎週月曜日 ～土曜日	月額 4,000 円	月額 2,000 円	無料
長期休業期間のみ利用 （期間内の土曜日含む）	学年始休業	1,500 円	750 円	
	夏季休業	6,000 円	3,000 円	
	冬季休業	1,500 円	750 円	
	学年末休業	1,500 円	750 円	
緊急一時預かり	1日単位	日額 700 円	日額 350 円	

※緊急一時預かりの利用は、その都度申請が必要になります。

※同じ利用区分の場合に限り、2人目以降の児童の保育料が軽減されます。

保育料の納入

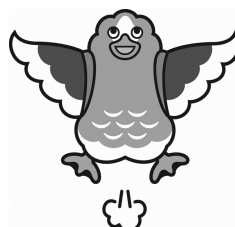
保育料の納入期限は、毎月月末（休日の場合は金融機関の翌営業日）となります。

保育料は、市から送付する納入通知書または口座振替により納入願います。（4月1日から利用する児童については、4月中旬以降に納入通知書・口座振替通知書を交付。）

期限を過ぎても納入が確認できない場合、督促状・催告書により未納の案内をします。

※既に放課後児童クラブ保育料の滞納がある場合は、新年度の利用ができないほか、年度途中でも利用を中止させていただく場合があります。

口座振替の申し込みはスマホ、
パソコンからできるよ！！



放課後児童クラブの利用中止について

放課後児童クラブの利用開始をした後でも、下記に該当する場合は、利用中止届を提出いただきますのでご留意願います。

なお、手続きをしない限り、利用実態に関わらず保育料が発生します。利用中止日の前までに必ず各放課後児童クラブまたは子育て支援課で手続きをお願いします。

- ① 保護者が退職をした（求職中の）場合
- ② 保護者が育休を取得する場合
- ③ 放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合

※他の児童に危害を加えるなど、集団生活を送ることが困難な状況や児童クラブの運営に影響を及ぼす行為等が発生した場合、登録および利用を中止していただく場合があります。

申請内容の変更

以下のような変更が生じた場合は、各放課後児童クラブまたは子育て支援課へ放課後児童クラブ利用変更申請書の提出をお願いします。

変 更 内 容	添 付 書 類
住所・氏名・連絡先等の変更	なし
勤務先・勤務時間に変更になった場合	就労証明書
世帯員が変更になった場合	なし (ただし、婚姻などにより父または母が加わる場合は就労証明書)
利用形態を変更する場合 (通年⇒長期・長期⇒通年)	なし (※ <u>変更希望日の10日前までに手続き願</u> <u>います。</u>)
転校により放課後児童クラブを 変更する場合	なし

放課後児童クラブ運営について

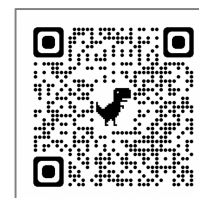
令和5年4月から、民間事業者に児童館・放課後児童クラブの運営を委託しています。
事業者の詳細については、下記の二次元コードからご確認ください。

【事業者名】

株式会社 アンフィニ

【二次元コード】

◆会社ホームページ 《 <https://www.anfini.co.jp/hoiku/> 》
施設からのお知らせ等も掲載していますので、是非ご覧ください。



放課後児童クラブ利用申請書記載例(申請書表面)

様式第1号(第4条関係)

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 利 用 申 請 書

令和8年10月1日

(あて先) 大崎市長

〒989-1111

- 「保護者住所」=書類等の「送付先」です。
- 「保護者氏名」=保育料の「納入義務者」です。
- 電話番号は連絡がとれる番号を記入。

保護者住所 大崎市〇〇〇〇1-2

保護者氏名 大崎 太郎

下記のとおり、令和9年度 放課後児童クラブを利用したいので申し込みます。

利用希望児童クラブ名		〇 〇 〇 〇 放課後児童クラブ		
利用希望児童	ふりがな氏名	生年月日	小学校名	令和9年4月現在の学年
	① おおさき いちろう 大崎 一郎	平成〇〇年 △月 ◇◇日	〇〇〇〇 学校	3 年生
	② おおさき はなこ 大崎 花子	平成〇〇年 △月 ◇◇日	〇〇〇〇 学校	1 年生
	③	年 月 日	学校	年生
家庭の状況 ※利用希望児童以外の同居の家族全員分を記入	ふりがな氏名	続柄	勤務先・学校等 [電話番号]	
	おおさき たろう 大崎 太郎	父	(有)△△商事 [電話番号 23-0000]	
	おおさき よしこ 大崎 よしこ	母	〇〇病院 [電話番号 28-0000]	
	おおさき じろう 大崎 次郎	弟	おおさき保育園	
同一世帯員を全員記入 (世帯分離を含む)				
利用形態	☒ 通年利用 (利用期間 令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで) (利用予定日 月・火・水・木・金・土) ○で囲んでください。 ☐ 長期休業中のみ利用 (学年始・夏季・冬季・学年末) ○で囲んでください。			
利用の理由	☒ 昼間留守家庭になるため ☐ その他 ()			
送迎する方	① 大崎よしこ (母)	② 大崎太郎 (父)	③	前 7時 30分頃 後 6時 30分頃 考
緊急連絡先	氏名(名称)	続柄		
	① 大崎 よしこ	母	携帯 090-0000-0000	勤務時間中は出られません
	② 大崎 よしこ	母	職場 022-000-0000	〇〇課(内線 100)
	③ 大崎 太郎	父	職場 72-0000	

- どちらか一つの利用形態にチェック ☒
- 通年利用の場合、カッコ内の利用期間、利用予定の曜日に○を記入。
- 長期休業中のみ利用の場合、カッコ内の利用期間に○を記入。

- どちらか一つの理由にチェック ☒
- 「その他」の場合、必要書類の提出をお願いする場合があります。

家庭状況調査票記載例(申請書裏面)

家庭状況調査票

児童の状況

児 童 名	① 大崎 一郎	② 大崎 花子	③
アレルギ－	なし・あり()	なし・あり(○○○○)	なし・あり()
疾 病 等	なし・あり()	なし・あり()	なし・あり()
障 がい の 有 無	なし・あり(通常学級・支援学級) ↳障がい名(知的障害)	なし・あり(通常学級・支援学級) ↳障がい名	なし・あり(通常学級・支援学級) ↳障がい名
手 帳 の 有 無	なし・身障・療育・精神・その他	なし・身障・療育・その他	なし・身障・療育・その他
発達に関する相談	・相談したことがない ○相談したことがある (相談先: ○○○○) (内 容: ××××)	○相談したことがない ・相談したことがある (相談先:) (内 容:)	・相談したことがない ・相談したことがある (相談先:) (内 容:)
かかりつけ病院	内科(○○内科 24-1111) 外科(××医院 53-3333)	内科(○○内科 24-1111) 外科(××医院 53-3333)	内科() 外科()
薬 の 服 用	なし・あり(△△△△) 服用状況 (朝・昼・夕)	なし・あり() 服用状況 (朝・昼・夕)	なし・あり() 服用状況 (朝・昼・夕)
習い事(部活動)	○○塾(月・木 15時～17時) ××野球クラブ(水 17時～19時)	○○塾(月・木 15時～17時)	
日常的に服用している薬を記入	※児童クラブに伝えておきたいことをご記入ください。		
そ の 他	・ 一郎 ○○○○。野球の日は 16 時半まで利用します。 ・ 花子 塾の日は児童クラブへ行かず、直接塾へ行きます。		

お子様を安全に保育するためにも、
アレルギー・疾病・障害の有無は
記入漏れのないようお願いします。

就労証明書(会社員・団体職員等の方)

※自営業・農業・畜産業の方は確定申告書の写しをご提出願います。

大崎市長

宛

社判は不要になりました！

証明日 西暦 2026 年 10 月 1 日

事業所名 株式会社 ○○○○

代表者名 □□□□ □□

所在地 ○○県○○市○○○1-1

電話番号 0229 — 23 — 0000

担当者名 □□ □□

記載者連絡先 △△ — △△△△ — △△△△

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☒ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	オオサキ タロウ
	本人氏名	大崎 太郎 生年月日 1993 年 4 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ○○○○ 住所 ○○県○○市○○○1-1
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 時間 月間 175 時間 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 (※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む)	年月 2026 年 7 月 年月 2026 年 8 月 年月 2026 年 9 月 20 日/月 182 時間/月 20 日/月 177 時間/月 20 日/月 191 時間/月
8	産前・産後休業の取得 (※取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 (※取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 (※取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実績 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 大崎 一郎 ○○ 年 △ 月 ◇◇ 日 ○○○○放課後児童クラブ ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 大崎 花子 ○○ 年 △ 月 ◇◇ 日 ○○○○放課後児童クラブ ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

施設案内

古川わかば放課後児童クラブ		
住 所	古川千手寺町二丁目 3-1	
問合せ先	23-0430	
定 員	120 名	
実施場所	古川中央児童館	
対象学区	古川第一小学校	
備 考		

古川なかよし放課後児童クラブ		
住 所	古川駅東二丁目 6-32	
問合せ先	23-1055	
定 員	100 名	
実施場所	古川東児童センター	
対象学区	古川第二小学校	
備 考		

古川第2なかよし・第3なかよし放課後児童クラブ		
住 所	古川第二小学校敷地内：古川福沼三丁目 16-1	
問合せ先	第2 なかよし：080-2196-7218 第3 なかよし：080-2196-7228	
定 員	第2なかよし：40 名 第3なかよし：60 名	
実施場所	古川東放課後児童クラブ室	
対象学区	古川第二小学校	
備 考	※1・2年生対象・自由来館なし 申請が定員以上となる場合は、同学区内の古川なかよし放課後児童クラブに調整する場合があります。	

古川めだか放課後児童クラブ		
住 所	古川南町三丁目 7-26	
問合せ先	22-3610	
定 員	80 名	
実施場所	古川南児童センター	
対象学区	古川第三小学校	
備 考		

古川第2めだか・第3めだか放課後児童クラブ		
住 所	古川第3小学校敷地内：古川金五輪一丁目 13-1	
問合せ先	25-9905	
定 員	第2めだか：40 名 第3めだか：60 名	
実施場所	古川南放課後児童クラブ室	
対象学区	古川第三小学校	
備 考	※1・2年生対象・自由来館なし 申請が定員以上となる場合は、同学区内の古川めだか放課後児童クラブに調整する場合があります。	

古川あすなろ放課後児童クラブ		
住 所	古川大宮四丁目 9-8	
問合せ先	23-1120	
定 員	100 名	
実施場所	古川大宮児童センター	
対象学区	古川第四小学校	
備 考		

古川第2あすなろ・第3あすなろ放課後児童クラブ	
住 所	古川第四小学校敷地内：大宮八丁目 2-1
問合せ先	25-4199
定 員	第2あすなろ：40 名 第3あすなろ：60 名
実施場所	古川大宮放課後児童クラブ室
対象学区	古川第四小学校
備 考	※1・2年生対象・自由来館なし 申請が定員以上となる場合は、同学区内の古川あすなろ放課後児童クラブに調整する場合があります。

古川つくしんぼ・第2つくしんぼ放課後児童クラブ	
住 所	古川穂波三丁目 6-2
問合せ先	24-8513
定 員	130 名
実施場所	古川稲葉児童センター
対象学区	古川第五小学校
備 考	

↑ 大崎市民病院



古川第五小学校



古川稲葉
児童センター



↓ 古川南中学校

古川第3つくしんぼ・第4つくしんぼ放課後児童クラブ	
住 所	古川第五小学校敷地内：古川穂波三丁目 5-7
問合せ先	87-3972
定 員	第3つくしんぼ：40名 第4つくしんぼ：60名
実施場所	古川稲葉放課後児童クラブ室
対象学区	古川第五小学校
備 考	※1・2年生対象・自由来館なし 申請が定員以上となる場合は、同学区内の古川つくしんぼ放課後児童クラブに調整する場合があります。

↑ 大崎市民病院

古川稲葉放課後児童クラブ室

プール

古川第五小学校

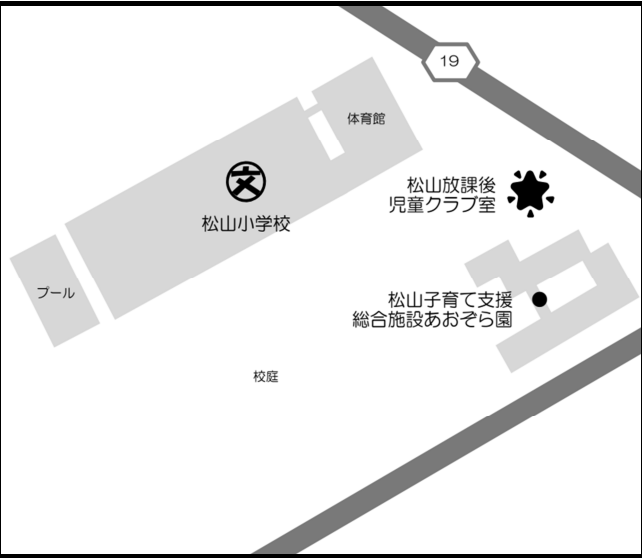
体育館

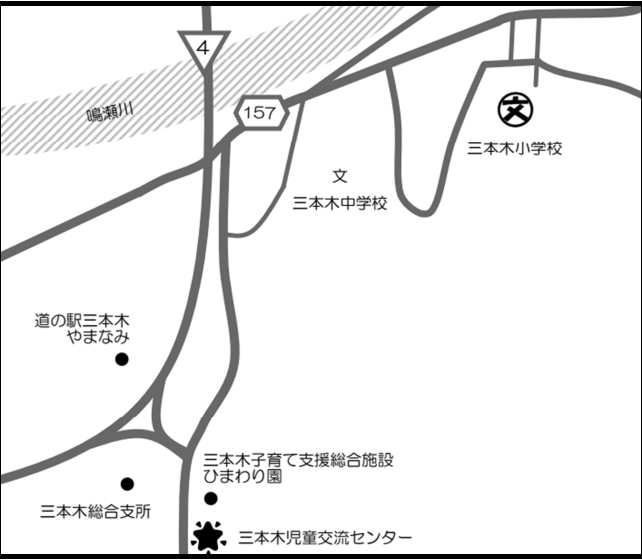
校庭

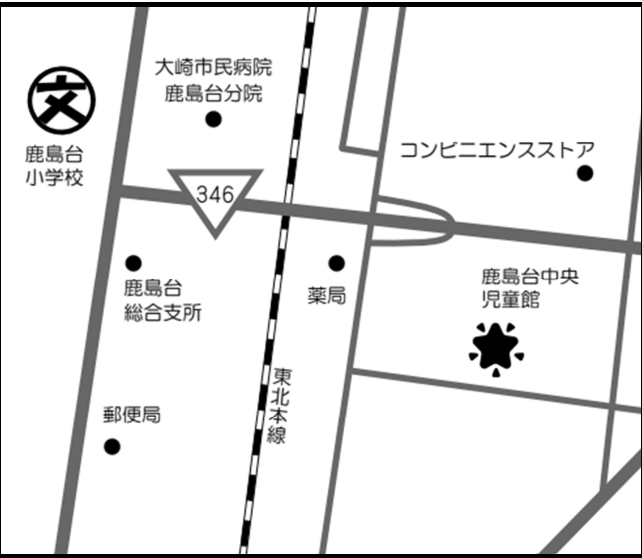
古川稲葉児童センター

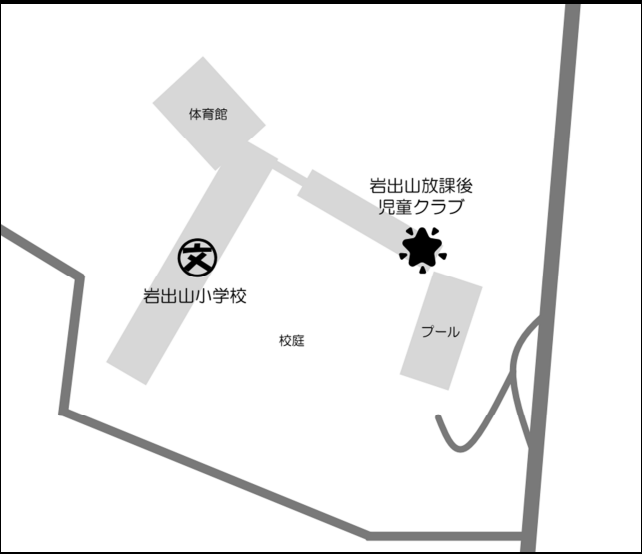
●

↓ 古川南中学校

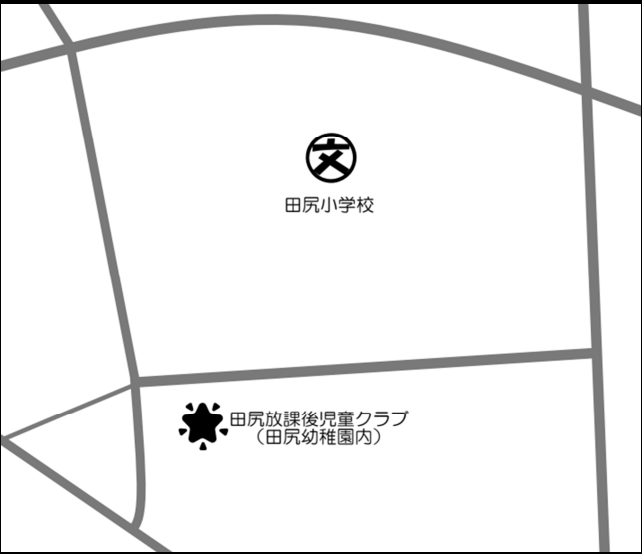
松山放課後児童クラブ		
住 所	松山千石字舩形 130-1	
問合せ先	55-5733	
定 員	40 名	
実施場所	松山放課後児童クラブ室	
対象学区	松山小学校	
備 考	※自由来館なし	

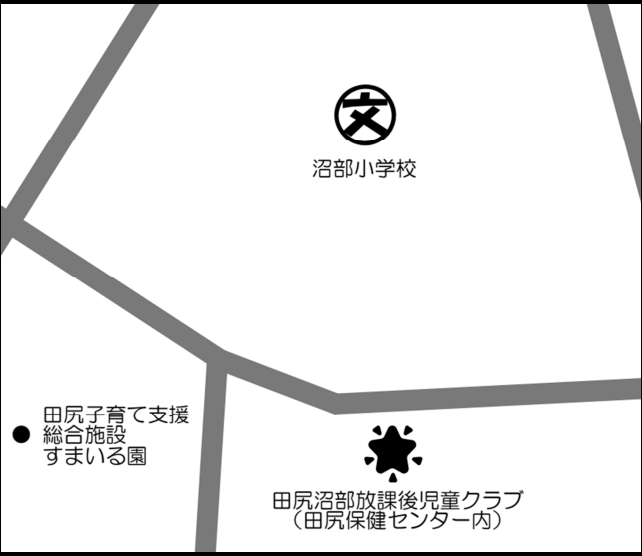
三本木放課後児童クラブ		
住 所	三本木字鹿野沢 7-1	
問合せ先	52-2078	
定 員	70 名	
実施場所	三本木児童交流センター	
対象学区	三本木小学校	
備 考		

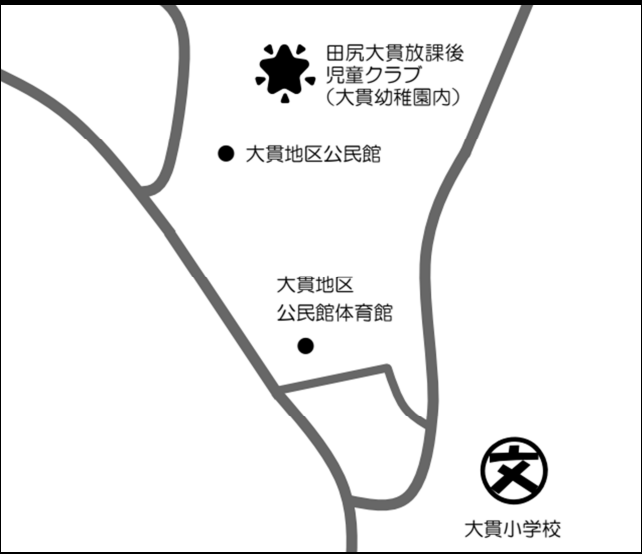
鹿島台放課後児童クラブ		
住 所	鹿島台木間塚字姥ヶ沢 98-1	
問合せ先	56-4672	
定 員	60 名	
実施場所	鹿島台中央児童館	
対象学区	鹿島台小学校	
備 考		

岩出山放課後児童クラブ		
住 所	岩出山小学校内：岩出山字城山 31	
問 合 せ 先	72-0210	
定 員	90 名	
実施場所	岩出山小学校内	
対 象 学 区	岩出山小学校	
備 考	※自由来館なし	

鳴子放課後児童クラブ		
住 所	鳴子温泉字築沢 29	
問 合 せ 先	87-3701	
定 員	40 名	
実施場所	鳴子放課後児童クラブ室	
対 象 学 区	鳴子小中学校	
備 考	※自由来館なし	

田尻放課後児童クラブ		
住 所	田尻幼稚園内：田尻通木字新一所谷 1-1	
問 合 せ 先	39-3955(田尻沼部放課後児童クラブ)	
定 員	50 名	
実施場所	田尻幼稚園内	
対 象 学 区	田尻小学校	
備 考	※自由来館なし	

田尻沼部放課後児童クラブ		
住 所	田尻保健センター内：田尻沼部字富岡 166	
問 合 せ 先	39-3955	
定 員	50 名	
実施場所	田尻保健センター内	
対 象 学 区	沼部小学校	
備 考	※自由来館なし	

田尻大貫放課後児童クラブ		
住 所	大貫幼稚園内：田尻大貫字境 36-1	
問 合 せ 先	39-3955(田尻沼部放課後児童クラブ)	
定 員	20 名	
実施場所	大貫幼稚園内	
対 象 学 区	大貫小学校	
備 考	※自由来館なし	

よくあるお問い合わせ

Q 「自由来館」とは何ですか？

A 児童館には、18歳未満の児童ならどなたでも利用できる「自由来館」という制度があります。利用時間は、平日：9時から17時、土曜・長期休業期間：8時30分から17時まで無料でご利用いただけます。利用については、各児童館にお問い合わせください。

Q 長期休業期間のみの登録を希望していますが、平日に急な仕事が入る時があります。突発的に利用することはできますか？

A 利用登録をしている期間以外に放課後児童クラブの利用をする際は、緊急一時預かり（P3参照）の手続きをしていただくことでご利用いただけます。

Q 放課後児童クラブの申請後に就労状況が変わりました。手続きは必要ですか？

A 勤務先が変わった場合・就労時間が変わった場合・雇用期間が変更（延長）になった場合は、新たな就労証明書を各放課後児童クラブまたは子育て支援課に提出する必要があります。

Q 古川第2めだか・第3めだか放課後児童クラブ等の違いは何ですか？

A 学校での1組・2組のようなクラス分けです。保育内容・活動に違いはありません。どちらのクラブになるかは子育て支援課にて決定します。

Q 放課後児童クラブの申請をしましたが、利用する必要がなくなりました。手続きは必要ですか？

A 各放課後児童クラブまたは子育て支援課にて利用中止の手続きをお願いします。

Q 秋休みの利用は可能ですか？

A 通年登録をしているのであれば利用可能ですが、長期休業期間のみ登録等の方は、緊急一時預かり（P3参照）の手続きをしていただくことでご利用いただけます。

Q 令和8年10月1日から令和8年11月30日の期間に提出した就労証明書の雇用期間が、令和9年度の放課後児童クラブを利用する前に切れてしまいます。再度、就労証明書の提出は必要ですか？

A 雇用期間が切れる前に就労証明書の提出をお願いします。